

# 関西福祉科学大学・教育後援会

## 学生福利厚生給付規則

(目的)

第1条 関西福祉科学大学（以下「大学」という。）教育後援会会則第2条に定める相互扶助精神及び同会則第3条に定める大学の学生の福利厚生支援を具現化するため、学生の福利厚生給付を行うことを目的とする。

(交付基準)

第2条 交付対象は、下記基準に基づき審査するものとする。なお、二号、三号については一号と併給可とする。

- 一、学内外の正課中、課外活動中、学校行事中ならびに通学中及び学内にいる間、大学生に負傷もしくは疾病が発生した場合の、初診料等初回の診察に係る諸費用とし、上限80,000円とする。
- 二、負傷、疾病の状況により、搬送を必要とする場合は、治療機関、自宅又は大学までの自動車料金とし、上限5,000円とする。
- 三、一号の事由により、2週間以上の入院加療又は自宅療養を必要とする場合、見舞金を支給し、上限10,000円とする。

(交付の決定及び報告)

第3条 交付の可否については、学生支援センター長が決定し、爾後に開催される運営委員会に報告する。本規則の適用を超える事案等については、教育後援会運営委員会に諮り決定する。

(返還)

第4条 交付された学生に、不正申請又はふわしくない行為があったときは、直ちに交付金の返還を求めるものとする。

(規則の改廃)

第5条 本規則の改廃は、役員会の審議を経て総会にて決定する。

附 則

1. 本規則は、平成18年10月1日からこれを施行する。
2. 本規則の改正は、平成30年4月1日から施行する。